

こんにちは

日本共産党

横浜市議団です

日本共産党
横浜市議員団
2014. 12. 17

横浜市中区港町1-1(市庁舎内)
電話 671-3032 FAX 641-7100
E-mail: info@jcp-yokohama.com
http://www.jcp-yokohama.com/

よこはまの緑を積極的に守り、増やせ

横浜市が都市計画に関する基本的考え方の市民意見募集中

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することを「線引き」といいますが、法改正によりこの「線引き」をする権限が都道府県から横浜市に移譲されました。横浜市は11月、「横浜市の都市づくりの基本的考え方」案で、都市計画の目標、線引きや主要な都市計画決定の方針、線引き見直しの基本的考え方と基準を示しました。

みどりを守り育てる視点なし

考え方で問題なのは、横浜の緑を守り育てていくという視点がないことです。

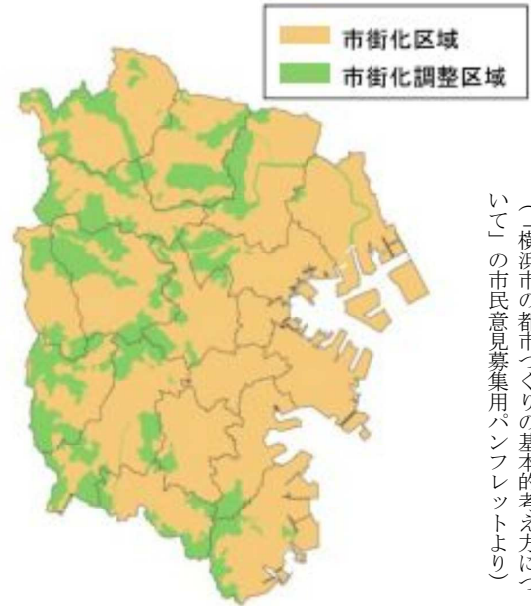
横浜市の緑被率(樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合)は、1975年の45.4%から年々減少し、2009年には29.8%と3割を割っています。緑の減少に歯止めをかけようと、横浜市は2009年から「横浜みどり税」を市民に課していますが、緑の減少はとまっていません。

考え方案では、身近な緑地や農地、自然的景観など地域資源を保全・活用・創出することによって良好な居住環境を確保することを線引きの見直し方針の一つにしている一方、計画的な開発・再開発を誘導してインフラ整備を図るとしています。

開発ではなく既存住宅の活用を

横浜市の空き家は総住宅数の約1割の17万8000戸で(2013年度総務省調査)、この10年間で約1.2倍増えています。また、空き家の3割以上が腐朽し、同じく3割以上が耐震性がありません。

今後迎える人口減少社会を考えれば、貴重な緑を破壊して開発を進め、新規住宅を増やすのでは



(「横浜市の都市づくりの基本的考え方について」の市民意見募集用パンフレットより)

線引きの指定状況 (第6回全市見直し時点：平成22年3月)

- 市街化区域：計画的に市街化を図るべき区域。「道路」「公園」「下水道」が定められ、一般の住宅を建てることができます。市域の約76%。
- 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。原則として、開発行為(土地区画の変更や造成など)は認められず、一般住宅も建てられません(農家や一部の福祉施設等を除く)。市域の約24%。

なく、空き家を始めとする既存住宅を活用した住宅政策が必要です。

随時線引き見直しとは随時開発OK?

線引きは、従来おおむね6～7年毎に定期的に行われてきましたが、民間開発の動きに機敏に対応できていないとして、今後は随時見直しを行うとしています。これでは、市街化区域が拡大し、計画的な緑地の保全や創出ができません。

横浜市内は「みどりアップ計画」で、今年度から5年間で横浜公園80個分にあたる500^{ヘクタール}を新規に保全する目標をかかげています。瀬上の森(栄区・港南区)を始めとする横浜の貴重な緑を守り、増やしていくための線引き計画が求められます。

あなたの声を市に届けましょう!

「横浜市の都市づくりの基本的考え方について」 の市民意見募集中 12月26日(金)まで

本編と概要版は、市役所の建築局と都市整備局、またはそれらのホームページでご覧になれます。

お問い合わせは、045-671-3954(都市整備局)、または045-671-2657(建築局)へ。